

恵那市こども発達センター・にじの家

指定保育所等訪問支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会
所在地	岐阜県恵那市大井町 727 番地 11
電話番号	0573-26-5221
代表者氏名	会長 西部 良治
設立年月日	平成 16 年 10 月 25 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定保育所等訪問支援 指定岐阜県第 2151700016 号
事業者名称	恵那市こども発達センター・にじの家
事業所の所在地	恵那市大井町 2716 番地 8
電話番号	0573-20-0260
管理者氏名	林 千秋
児童発達支援管理責任者	林 千秋
指定年月日	令和 2 年 8 月 1 日
サービス利用可能地域	恵那市全域
第三者評価の実施状況	未実施

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の方針	(1) 児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。 (2) 指定保育所等訪問支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 営業日とサービス提供時間

営業日	毎週 月～金曜日・月 1 回土曜日 ※ ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
サービス提供時間	(月～金曜日) (土曜日) ① 9 時 00 分～12 時 00 分 ① 9 時 00～12 時 00 分

5. 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管理者	管理業務 管理者は、職員の管理、保育所等訪問支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常 勤（兼務） 1名
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成し、少なくとも6カ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。	常 勤（兼務） 1名
訪問支援員	保育所等訪問支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し指導等を行います。	常 勤（兼務） 1名

6. 支援を提供する主たる対象者

恵那市が支援を必要と認めた児童

（未就学児で集団生活の適応に専門的支援が必要であると認められた児童）

7. 事業所が提供するサービスと利用料

（1）「保育所等訪問支援計画」とサービス内容

当事業所では、児童発達管理責任者が相談支援による利用計画と5つの領域を踏まえたアセスメントを基に「保育所等訪問支援計画」を作成します。利用者の意向、総合的な支援方針、具体的な達成目標と支援内容、標準的な提供時間等を記載しています。「保育所等訪問支援計画」は、利用者に事前にその内容を説明し同意を頂くとともに、利用者の申し出によりいつでも見直すことができます。

【児童に対するサービスの内容】

（ア）健康・生活

健康状態の維持と改善、基本的な生活スキルの獲得、生活リズムや生活習慣の形成

（イ）運動・感覚

姿勢と運動・動作の向上や補助的な手段の活用、保有する感覚の統合的な活用

（ウ）認知・行動

認知の発達と行動の習得、空間・時間・数など概念形成の習得、対象や外部環境の適切な認知

（エ）言語・コミュニケーション

言語の形成と活用、コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容及び表出、コミュニケーション手段の選択と活用

（オ）人間関係・社会性

他者との関わりの形成、自己の理解と行動の調整、仲間つくりと集団への参加

（2）利用料

保育所等訪問支援事業を利用した児童の保護者は、児童福祉法施行令第24条に定める利用者負担基準に基づく扶養義務者が負担すべき額を負担することとなります。

ただし、恵那市障がい福祉サービス利用促進事業助成金の申請手続きを行うことにより、利用者

負担額分の助成を受けることができます。

基本報酬単位	1,071 単位/日 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合
訪問支援員特別加算	(I) 850 単位/日 業務従事 10 年以上の職員が支援を行う場合 (II) 700 単位/日 業務従事 5 年以上 10 年未満の職員が支援を行う場合
利用者負担上限額管理加算	150 単位/月 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合
初回加算	200 単位/月 児童指導員、保育士等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上配置した場合
家族支援加算	(I) 100 単位/回 個別の相談援助等を施設等で行う (II) 80 単位/回 グループでの相談援助などを施設等で行う ※オンラインの場合はそれぞれ、80 単位/回、60 単位/回
福祉・介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	単位数：障害福祉サービス等報酬総単位数×福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲの加算率 11.8%

(3) 利用の中止、変更、追加

保護者は、利用予定日の前日までに、サービスの利用を中止又は変更することができます。
恵那市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「支給量」を変更することもできます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 児童通所受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など児童通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より児童通所受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

9. 保育所等訪問支援実施の記録

(1) 児童発達支援実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施した支援内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出ください。
なお、支援計画及びサービス提供ごとの記録は、5 年間保存します。

(2) 記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人恵那市社会福祉協議会が定める諸規程に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

サービスの提供中にご利用者の病状急変及び事故が生じた場合や緊急時には、必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。

(1) 速やかに利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い医師の指示に従います。

- (2) ご家族等の緊急連絡先に連絡いたします。
- (3) 事故が発生した時には、直ちに利用差に係る各種関係機関等に連絡をいたします。

11 協力医療機関等

当事業所は、協力医療機関として「恵那市大井町 174 番地 蜂谷医院」をお願いしております。

12. 損害賠償責任

事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者が速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

13. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

恵那市こども発達センター・にじの家	受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (休み：祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日)
	受付方法	電話 0573-20-0260 面接 恵那市こども発達センター・にじの家
	苦情受付担当者	管理者 林 千秋
恵那市社会福祉協議会	受付時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (休み：祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日)
	受付方法	電話 0573-26-5221 面接 恵那市社会福祉協議会
	苦情解決責任者	小林 規男

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。保護者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

吉田 健市 電話番号 0 5 7 3 - 2 7 - 3 5 0 7
柴田 正樹 電話番号 0 5 7 3 - 4 3 - 2 7 3 8

(3) 行政機関その他苦情受付

恵那市役所 社会福祉課 障がい係	所在地	恵那市長島町 1 - 1 - 1
	電話番号	0573-26-2111
	F A X	0573-25-7294
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 県福祉農業会館内
	電話番号	058-273-1111

介護・障害課 苦情相談係	F A X 058-275-7635 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
岐阜県運営適正化委員会 岐阜県社会福祉協議会内	所在地 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 F A X 058-278-5137 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

14. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を持する責務を負います。

従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

15. 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者（管理者：林 千秋）

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 身体拘束の禁止について

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。当事業所は身体拘束等の適正化のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由等必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

従業員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を実施します

17. ハラスメントの防止

当事業所は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本的な指針を整備し、職場や支援の現場におけるハラスメント対策の推進を行います。

18. 契約の終了について

(1) 契約の終了

保護者は、30 日以上予告期間をおいて文章で事業者へ通知することにより、契約を解除することが出来ます。ただし、次の事由に該当する場合は、保護者は、文章で通知することにより直ちにこの

